

県内の高等学校で部活動において感染の広がりが懸念される事例が  
発生したことを受けた県立学校における新型コロナウイルス感染症  
に関する対応について

県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応については、令和2年12月23日、令和3年1月8日及び15日に通知しているところですが、今般、県内の高等学校で部活動等において感染の広がりが懸念される事例が発生したことを受け、1月20日に県立中学校、高校及び特別支援学校に対し、以下について注意喚起をしております。また、小中学校についても市町村教育委員会に対し同様の注意喚起をしております。

- 部活動等のスポーツ活動は、児童生徒の体力や技能の向上のほか、活動を通じた多様な学びの機会として大きな教育的意義があり、コロナ禍においても、スポーツ活動を含めた教育活動を継続し、子ども達の健やかな学びを保障していく必要があること。
- 学校現場においては、様々工夫を講じ感染症対策をとりながら、日々教育活動を進められているものと考えているが、感染症対策と教育活動の両立に向けて、改めて、対策を徹底するとともに、特に、スポーツ活動においては、マスクを外す場面や感染リスクの高い活動も想定されるため、下記の事項について、一層の注意を図ること。
- なお、同感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者やその家族、関係者に対する偏見や差別につながる行為は、極めて不適切であり、あってはならないことであるため、保護者への周知も含め適切に指導すること。

記

- ・ 感染が拡大している地域※との往来は慎重にすること。  
※ 北海道、宮城県、茨城県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、奈良県、岡山県、広島県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県
- ・ 緊急事態宣言の対象地域については、大学等受験や全国大会（県予選等を経て参加するもの）等への参加を除き、不要不急の往来は控えること。
- ・ その他の地域における練習試合や合宿等の企画・実施に当たっても、部活動を担当する教員のみで行うのではなく、学校として責任を持って感染防止対策を講じること。

【問い合わせ先】

〈高等学校に関すること〉 高校教育課 TEL 023-630-3067、3106

〈特別支援学校に関すること〉 特別支援教育課 TEL 023-630-3346

〈部活動、スポーツ少年団活動に関すること〉 スポーツ保健課 TEL 023-630-2562

〈小中学校に関すること〉 義務教育課 TEL 023-630-3416

〈教職員に関すること〉 教職員課 TEL 023-630-2563